

## ～～ 「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件 ～～

### 1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

### 2. 非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

### 3. 一時性

身体拘束が一時的なものであること



#### ※留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要である。
- ・身体拘束の内容、目的、時間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。
- ・介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成等が義務付けられている。

## ～～ 身体拘束がもたらす多くの弊害 ～～

### 1. 身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡(じょくそう)の発生などの外的弊害
- ・食欲低下、心配機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

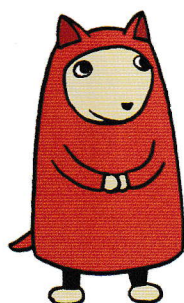


### 2. 精神的弊害

- ・不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔
- ・看護、介護スタッフが誇りを失い、士気が低下する。

### 3. 社会的弊害

- ・看護、介護スタッフ自身の士気の低下を招くこと。また、介護保健施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こす恐れがあること。
- ・身体拘束による高齢者の心身機能低下は、その人のQOL(生活の質)を低下させるだけでなく、さらなる医療的措置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす。



介護現場で働く皆さんは、いつも明るくにこやかに、優しく対応し、気配りや目配りなど利用者の皆さんを見守ってくれています。こうした心遣いによって、利用者の皆さんは安心した日常生活が過ごせているのだと思います。これからも、事業所や施設の様子や、利用者の皆さんの思いを最大限汲み取れる介護相談員として努力していきます。

介護相談員マスコットキャラクター「クー」